剣淵町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和 12 年度

令和８年３月３日策定

絵本の里けんぶち

北海道剣淵町

目次

１　基本的な事項 1
（１）剣淵町の概況 1
ア　剣淵町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 1
イ　剣淵町における過疎の状況 2
ウ　剣淵町の社会経済的発展の方向の概要 3
（２）人口及び産業の推移と動向 4
（３）剣淵町の行財政の状況 7
（４）地域の持続的発展の基本方針 10
（５）地域の持続的発展のための基本目標 11
（６）計画の達成状況の評価に関する事項 11
（７）計画期間 12
（８）公共施設等総合管理計画との整合 12
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 13
（１）現況と問題点 13
（２）その対策 14
（３）計画 15
３　産業の振興 16
（１）現況と問題点 16
（２）その対策 20
（３）計画 21
（４）産業振興促進事項 23
（ⅰ）産業振興促進区域及び振興すべき業種 23
（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 23
（５）公共施設等総合管理計画との整合 23
４　地域における情報化 24
（１）現況と問題点 24
（２）その対策 24
（３）計画 25
（４）公共施設等総合管理計画との整合 25
５　交通施設の整備、交通手段の確保 26
（１）現況と問題点 26
（２）その対策 27
（３）計画 27
（４）公共施設等総合管理計画との整合 28
６　生活環境の整備 30
（１）現況と問題点 30
（２）その対策 31
（３）計画 32
（４）公共施設等総合管理計画との整合 33

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 34
（１）現況と問題点 34
（２）その対策 35
（３）計画 36
（４）公共施設等総合管理計画との整合 37
８　医療の確保 38
（１）現況と問題点 38
（２）その対策 38
（３）計画 38
（４）公共施設等総合管理計画との整合 38
９　教育の振興 39
（１）現況と問題点 39
（２）その対策 40
（３）計画 41
（４）公共施設等総合管理計画との整合 42
10　集落の整備 43
（１）現況と問題点 43
（２）その対策 43
（３）計画 43
（４）公共施設等総合管理計画との整合 44
11　地域文化の振興等 45
（１）現況と問題点 45
（２）その対策 46
（３）計画 46
（４）公共施設等総合管理計画との整合 47
12　再生可能エネルギーの利用の推進 48
（１）現況と問題点 48
（２）その対策 48
（３）計画 48
（４）公共施設等総合管理計画との整合 48
13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項 49
（１）現況と問題点 49
（２）その他 49
（３）計画 50
14　過疎地域持続的発展特別事業分 51

１　基本的な事項

（１）剣淵町の概況

北海道の中央よりやや北に位置し、旭川市から北へ向かって約 45 ㎞の距離にある。東西 10.8km、南北 12.6km、総面積 130.99 ㎢で、面積の約 50％を農耕地、約 30％を山林が占めている。

地勢は名寄盆地に属し、天塩川の支流・剣淵川がまちの中央部を流れ、剣淵川流域の平地とその両側の丘陵地帯は、いずれも農業に適した土地となっている。

ア　剣淵町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

気候は内陸性気候に属しており、夏季は比較的高温多照で、30℃を超える猛暑に見舞われることもあるが、晩夏から秋季にかけては、曇りの日が多い。

冬季は降雪量が多く、時にはマイナス 30℃を超える寒さの厳しい地域であるが、近年はマイナス 30℃以下になることは少なくなっている。

雨量は春季に少なく、秋季に多いのが特徴である。

②歴史的条件

明治 30 年、天塩国上川郡に剣淵村・士別村・多寄村・上名寄村が設置され、明治 32 年には屯田兵 337 戸が入地し、戸長役場が剣淵村に置かれた。

明治 39 年、２級町村制の施行により自治体として歩み出した後、大正４年４月に現在の和寒町、昭和２年 10 月に現在の士別市温根別町がそれぞれ分村し、昭和 37 年１月の町制施行を経て、現在に至っている。

③社会的条件

町内の交通体系は、まちの中央部をＪＲ宗谷本線、東部を国道 40 号とほぼ並行して北海道縦貫自動車道が南北に縦断し、道道が市街地区から縦横に連絡している。

町内外を結ぶ公共交通機関は、旭川市～稚内市を結ぶＪＲの鉄道路線のほか、旭川市～名寄市を結ぶ民間バス路線、町内の各地域を結ぶ町営バス路線がある。

④経済的条件

基幹産業は第１次産業の農業で、総就業人口の約４割を農業就業人口が占めているが、近年農業就業人口の減少が続いている。

第２次産業は総就業人口の約１割を占めるが、建設業従事者等が減少している。

第３次産業は、卸売・小売業従事者等が減少しているが、その他の業種で従業者が増えていることもあり、就業者数はほぼ横ばいで推移している。その結果、平成 22 年以降の国勢調査では、第３次産業の割合が第１次産業を上回ることとなった。

⑤その他

本町の特徴的な活動として『絵本の里づくり』があげられる。

昭和 63 年にまちの活性化を図るために、住民有志により『絵本の里づくり』をはじめた。その後、絵本の持つ“やさしさ”を通して、町内の障害者支援施設「剣渕西原

学園」「剣渕北の杜舎」との交流がはじまり、さらには、こうした出会いの中から、安全・安心で人と自然にやさしい農産物づくりをめざした「剣淵・生命を育てる大地の会」が発足し、無農薬・減農薬栽培を手がけるようになった。

また、活動の進展を図るための拠点施設「絵本の館」をはじめ、絵本のまちをイメージした商店街づくり、「まちの駅」「道の駅」といった拠点施設づくりが進み、平成25 年には本町を舞台とした映画も創られ、それらを通して、“絵本の里けんぶち”が認知されるようになった。

『絵本の里づくり』の理念は教育や福祉、農業や地域活性化等、本町の地方創生、まちづくり全般に欠かせないものとなっている。

イ　剣淵町における過疎の状況

①人口等の動向

本町の人口は、昭和 29 年（10 月 1 日）に 9,530 人を数えたが、昭和 30 年代の高度経済成長により、都市への人口流出が進み、以後は減少に転じた。

令和２年の国勢調査人口は 2,926 人で、平成 27 年（3,228 人）と比較すると、５年間で約 300 人減少している。

減少の要因は、子どもや労働力人口の流出によるものが大きく、これにより少子化・高齢化が進み、さらに過疎化が進むといった、悪循環となっている。

その結果、高齢者比率は、昭和 60 年の国勢調査では 15.0％を超え、この時点で既に高齢社会に達していたが、令和２年の国勢調査では 40.6％となり、65 歳以上が４割を超える、超高齢社会の人口構成になっている。

②これまでの対策

本町は、昭和 45 年度から平成元年度までの「剣淵町過疎地域振興計画」、平成２年度から平成 11 年度までの「剣淵町過疎地域活性化計画」、平成 12 年度から平成 21 年、平成 22 年度から平成 27 年度及び平成 28 年度から令和２年度までの「剣淵町過疎地域自立促進市町村計画」、令和３年度から令和７年度までの「剣淵町過疎地域持続的発展市町村計画」等を通して、過疎地域の活性化と持続的発展のための施策を展開してきた。

内容としては、主要な道路整備、上下水道施設の整備や公営住宅の建設による住民の生活基盤の整備、安全・安心を求めた公立学校の校舎・屋内体育館耐震工事等による教育環境の整備等、ハード事業を中心にソフト事業を取り入れた施策で、生活環境の向上に努めてきた。

平成に入ってからは、「桜岡公園」の整備と並行し、この公園の核となる温泉保養・宿泊研修施設「剣淵温泉レークサイド桜岡」を建設し、就労の場の拡大を図った。

また、平成 29 年度には新たにシングルルームを整備し、ニーズにあった施設改修を行い、利用促進を図った。

③現在の課題

○基幹産業である農業については、後継者継承が進む農家もあるが、総体としては、高齢化、後継者不足が課題である。また、農地の集積が進み、経営規模が拡大する農家が増える一方で、農業従事者数は減少しており、第一次産業の就業人口に表れている。また、大規模農家と小規模農家の二極化が進むなかで農業振興と人口維持

をどう両立していくかが課題である。

○商業については、町外やインターネットで日用品等を購入する方が増え、町内の商店が減少している。その結果、商工業従事者の減少だけではなく、買い物等の利便性が低下し、人口の町外流出につながることが懸念されている。新たにスーパーが開業するなど買い物ができる環境整備を行っているが、引き続き商工業の振興と利便性の向上による住み良さの充実が求められている。

○生まれ育った本町に「住み続けたい」と希望する子どもが多くいるものの、進学や就業を機に、多くの子どもたちが町を離れている。子どもたちが定住できる、或いは将来まちに戻ってくることができる、就労の場や生活環境の場が求められている。

○高齢化が進むなか、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯が増えているが、自立した生活が困難になり町外に転出する高齢者も見受けられる。歳を重ねても住みなれた本町で生活を続けていくことができる環境や支援が求められている。

④今後の見通し

農業については、機械化や農地の集約化によって少人数での営農が可能となる一方、現状の農業形態のまま推移していくと、農業に携わる人口は減少していくことが予測され、地域社会の機能にも大きな影響を与えることとなる。

商工業についても、商工業者の減少が日常生活の利便性の低下につながり、人口の流出や消費者の減少が進むことが予想される。このことによる、商工業者の減少につながるといった悪循環が加速することが懸念される。

町内の各地域においては、人口減少がさらに進むと、コミュニティでの活動や支え合いが難しくなり、日常生活における不安が高まり、その結果転出者が増え、Uターンしたいと思っても戻って来ることができない人が増えることが懸念される。

ウ　剣淵町の社会経済的発展の方向の概要

本町は、農業を基幹産業としながら、生産の場だけではなく、加工や販売に向けた取り組みを徐々に広げ、生産性の向上に加えて、雇用の拡大等に努めている。また近年は、農村風景や、静かに過ごせる湖畔での滞在を求めて来訪される方々に対応した商業、観光、サービス業等の振興を促進し、地域産業の裾野を広げ、活性化を図っている。

生活環境面では、大きな災害が少ないことや、札幌市や旭川市等の都市とのアクセスが比較的良いこと等を活かして『住み続けたい人が住み続けられるまち』をめざし、住宅をはじめ生活基盤の維持、利便性の向上に努めている。

しかしながら、人口の減少とともに少子化、高齢化が進み、過疎化の加速が見られる。人口減少や高齢化で後継者や労働力が減少し、働く場の減少にもつながるという、地域経済の負の循環が続かないように、各産業を支える人たちが働き続けられることで、地域経済が活性化し、継承されていく支援に努めている。

令和３年度には、まちづくり全体に関わる総合的な計画として、令和 12 年度を目標とした「第６期剣淵町総合計画」を策定し、令和６年度に策定した「剣淵町総合戦略（第３期）」の施策を重要施策として位置づけ、人口減少の抑制を特に意識しながら、まちづくりを進めている。

（２）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

戦後から昭和 30 年代前半まで 9,000 人台を維持していたが、昭和 30 年の 9,334 人をピークに、昭和 36 年には 9,000 人台を割り込んだ。令和２年の国勢調査では 2,926 人と、ピーク時の３分の１ほどに減少している。

５年間での減少が最も急だったのは昭和 45 年から昭和 50 年の間で、５年間で 1,145 人（16.2%）減少した。１年間のピークは昭和 40 年で、367 人の減少を記録している。

一方、出生数をみると、平成 27 年から令和６年までの 10 年間の出生総数は 134 名で、平均すると年間 13 人ほどしか子どもが生まれておらず、今後も減少傾向が予測される。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 9,047	% —	人 8,013	% △11.4	人 7,056	% △11.9	人 5,911	% △16.2	人 5,481	% △7.3
0 歳～14 歳	3,291	—	2,470	△24.9	1,822	△26.2	1,355	△25.6	1,150	△15.1
15 歳～64 歳	5,257	—	5,060	△3.7	4,694	△7.2	3,978	△15.3	3,675	△7.6
うち 15~29 歳(a)	2,291	—	2,007	△12.4	1,687	△15.9	1,289	△23.6	1,098	△14.8
65 歳以上(b)	499	—	483	△3.2	540	11.8	578	7.0	656	13.5
(a)/総数 若年者比率	25.3%	—	25.0%	—	23.9%	—	21.8%	—	20.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.5%	—	6.0%	—	7.7%	—	9.8%	—	12.0%	—

区　分	昭和 60 年		平成２年		平成７年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 5,111	% △6.8	人 4,703	% △8.0	人 4,466	% △5.0	人 4,158	% △6.9	人 3,952	% △5.0
0 歳～14 歳	1,011	△12.1	780	△22.8	621	△20.4	516	△16.9	434	△15.9
15 歳～64 歳	3,333	△9.3	2,984	△10.5	2,781	△6.8	2,482	△10.8	2,316	△6.7
うち 15~29 歳(a)	871	△20.7	745	△14.5	702	△5.8	632	△10.0	534	△15.5
65 歳以上(b)	767	16.9	939	22.4	1,064	13.3	1,160	9.0	1,202	3.6
(a)/総数 若年者比率	17.0%	—	15.8%	—	15.7%	—	15.2%	—	13.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.0%	—	20.0%	—	23.8%	—	27.9%	—	30.4%	—

区　分	平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 3,565	% △9.8	人 3,228	% △9.5	人 2,926	% △9.4
0 歳～14 歳	385	△11.3	307	△20.3	279	△9.1
15 歳～64 歳	1,978	△14.6	1,733	△12.4	1,451	△16.3
うち 15~29 歳(a)	407	△23.8	316	△22.4	275	△13.0
65 歳以上(b)	1,202	0	1,188	△1.7	1,196	0.7
(a)/総数 若年者比率	11.4%	—	9.8%	—	9.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	33.7%	—	36.8%	—	40.9%	—

②今後の見通し

このような傾向のなか、令和２年に実施した国勢調査の数値を最新年度として本町の今後の人口を推計すると、令和 12 年には 2,500 人前後にまで減少することが予測されている。

表１－１（２）　人口の見通し（剣淵町人口ビジョンより）

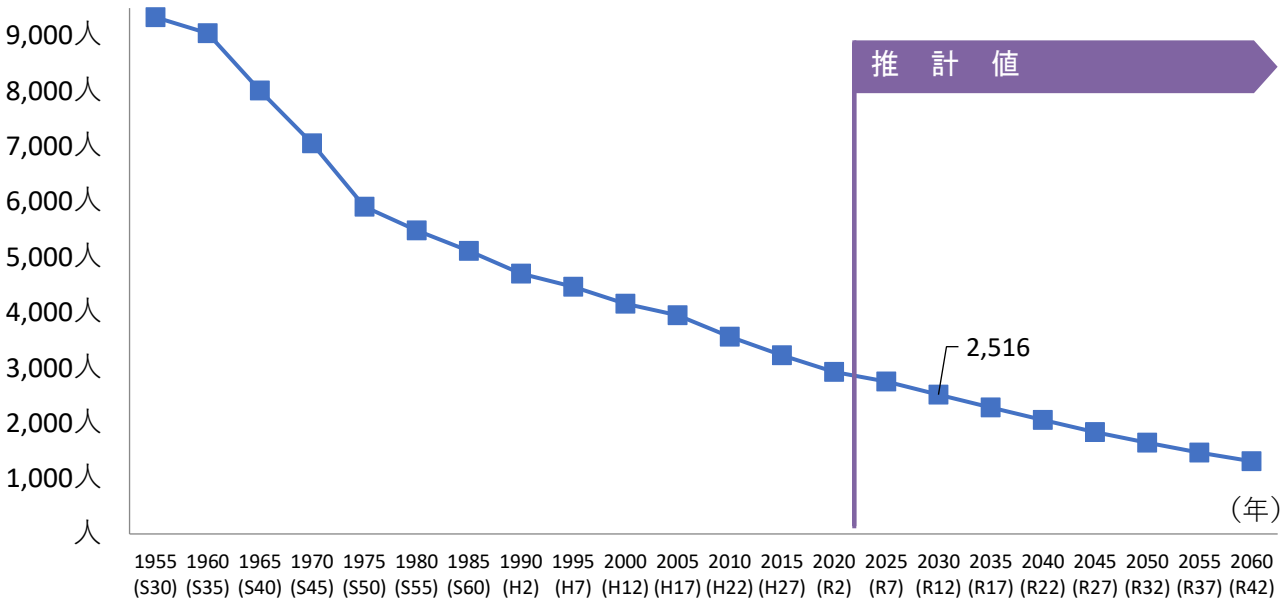

③産業構造、各産業別の現況

基幹産業の農業を支える農地は、入地当時、極度の泥炭地層と水不足により困難を強いられたが、先人の知恵と努力により徐々に問題は解決され、加えて昭和 40 年代からの国営・道営による大規模な土地基盤整備事業により、生産性が高められた。しかし、昭和 45 年からはじまった米の減反政策により、農業の歩みは大きく変化した。

その結果、就業者数に占める第１次産業の割合は大きく低下し、昭和 35 年には

76.1%であったが、令和２年には 40.8%まで低下している。

一方、第３次産業、とりわけサービス業は、就業者数に占める割合を高めており、昭和 35 年の 16.3%から令和２年には 48.8%へと３倍近くまで拡大している。

令和２年国勢調査における就業人口は 1,621 人で、総人口（2,926 人）の 55.3%、平成 27 年から令和２年における５年間の就業者数の増減をみると、この間 187 人（10.3%）減少し、平成 17 年から平成 22 年までの５年間 13.4%に続き、高い減少率となっている。

令和２年国勢調査における就業構成比を比較すると、第１次産業 40.8%、第２次産業 10.4%、第３次産業 48.8%で、第１次産業と第３次産業の割合が高い。第１次産業は昭和 35 年には 76.1%だったが令和２年には 40.8%と、35 ポイント近く低下している。第２次産業は 10～15%前後で推移し、第３次産業は昭和 35 年の 16.3%に対し、平成２年には 30.7%、令和２年には 48.8%と上昇傾向にある。

業種別でみると、農業、建設業、卸売・小売業に関わる就業人口が減少し、サービス業に関わる就業人口が増えている。サービス産業が増加している背景としては、福祉や観光に関わる施設において新たな就労の場ができたことが大きく、農業を基幹産業としながらも、産業構造の多様化が進んでいる。

15 歳以上就業者数および産業（３部門）別就業者構成比の推移（国勢調査）

区　分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 4,686	% －	人 4,099	% △12.5	人 4,066	% △0.8	人 3,455	% △15.0	人 3,129	% △9.4
第一次産業就業人口比率	76.1%		69.6%		66.3%		63.3%		55.1%	
第二次産業就業人口比率	7.6%		10.2%		11.0%		10.1%		16.3%	
第三次産業就業人口比率	16.3%		20.2%		22.7%		26.6%		28.6%	

区　分	昭和 60 年		平成２年		平成７年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 2,927	% △6.5	人 2,699	% △7.8	人 2,603	% △3.6	人 2,311	% △11.2	人 2,173	% △6.0
第一次産業就業人口比率	59.0%		56.6%		52.5%		46.5%		43.8%	
第二次産業就業人口比率	11.4%		12.7%		13.1%		15.5%		14.9%	
第三次産業就業人口比率	29.6%		30.7%		34.4%		38.0%		41.3%	

区　分	平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 1,881	% △13.4	人 1,808	% △3.9	人 1,621	% △10.3
第一次産業 就業人口比率	41.5%		41.5%		40.8%	
第二次産業 就業人口比率	11.2%		11.0%		10.4%	
第三次産業 就業人口比率	47.3%		47.5%		48.8%	

④各産業の今後の動向等

第１次産業（農業）については、農家戸数は法人化する農家が増えるものの、全体的に減少しており、長期的には条件不利地における耕作放棄地の増加、労働力不足、作付けの偏り等により、生産性の低下が懸念される。第２次産業については、過疎化と公共事業のさらなる減少により、建設業が受ける影響が大きいと推測する。

農業、商工業の担い手を確保するとともに、地域資源を活かした事業、多様なニーズに対応したサービス業等、新たな産業（事業）が育つよう促し、就労の場を拡大していくことが必要である。

（３）剣淵町の行財政の状況

①行政運営

令和７年４月１日現在の職員数（高等学校教員を除く）は 102 人である。効率的な行政運営をめざし、行政組織機構改革等を実施することにより人員の削減を進める一方、縮小した人員体制においても複雑・多様化する行政ニーズに対応できるよう、行政の総合機能、職員の政策形成能力や問題解決能力の向上に努めている。

広域的には２市９町２村で形成する「北・北海道中央圏域定住自立圏」に属し、中心市とその周辺の町村の連携により、生活の機能の確保等を通し、住民が安心して暮らすことのできる必要な公共サービスの提供を行っている。

②財政運営

これまでの行政改革の取り組みのなかで、事務事業の見直しを進め、歳出削減と歳入確保に努めてきた。

令和６年度末時点で、基金の残高は一般会計約 24.6 億円、地方債残高は企業会計分を含めて約 40.4 億円となっている。

自主財源が乏しく、国や道に依存するところが大きい本町では、起債償還のピークは越えたとはいえ公債費は依然として高額であり、財政硬直化の要因となっている。

平成 27 年度からは、地方創生の推進やふるさと納税制度の活用等を進め、限られた財源を効率的、効果的に運用していくことに努めている。

表１－２（１）　市町村財政の状況（単位：千円／町調べ）

区　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和５年度
歳入総額　Ａ	4,099,334	4,060,382	3,876,182	4,262,683
一般財源	2,728,016	2,507,448	2,588,380	2,774,434
国庫支出金	458,133	213,414	244,557	371,290
道支出金	182,957	349,171	397,063	342,535
地方債	228,845	274,170	232,444	230,212
うち過疎対策事業債	85,100	100,700	66,996	88,100
その他	501,383	531,979	597,938	544,212
歳出総額　Ｂ	3,965,318	3,913,877	3,728,891	4,122,896
義務的経費	1,339,317	1,322,410	1,341,193	1,506,250
投資的経費	787,613	367,527	487,317	511,232
うち普通建設事業	357,672	485,341	787,613	490,495
その他	1,771,392	1,947,418	1,984,667	2,105,414
過疎対策事業費	66,996	91,536	100,700	88,100
歳入歳出差引額（Ａ－Ｂ）Ｃ	134,016	146,505	147,291	139,787
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	12,713	20,994	34,930	24,998
実質収支　Ｃ－Ｄ	121,303	125,511	112,361	114,789
財政力指数	0.15	0.15	0.16	0.15
公債費負担比率	12.6	10.3	9.3	9.9
実質公債費比率	9.4	5.5	4.5	6.8
起債制限比率	5.0	－	－	－
経常収支比率	82.5	86.2	89.2	89.5
将来負担比率	－	－	0.8	0.8
地方債現在高	3,350,699	3,326,421	3,194,028	3,304,086

③施設整備水準等の現況と動向

過疎計画や各個別計画等に基づき、道路、上下水道等の生活基盤、学校教育関連施設、農業基盤等を計画的に整備しており、一定の成果を上げてきた。

特に道路は重点的、計画的に整備を進め、改良率・舗装率は、近隣市町村に比べて高い状況となっている。

水道普及率は減少傾向であるが、水洗化率は徐々に高まり、下水道整備区域内については、ほぼ水洗化が実施された状況にある。

今後は簡易水道・下水道ともに、更新時期を迎える施設・設備が増え、補修や修繕、長寿命化等を計画的に進めていくことが必要である。

表１－２（２）　主要公共施設等の整備状況（町調べ）

区　分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道	改良率　（%）	6.8	30.7	59.2	72.1	76.1
	舗装率　（%）	0.5	8.1	35.6	63.7	66.6
農道延長　（m）		－	－	－	23,795	75,549
耕地１ha 当たり農道延長（m）		2.4	2.1	0.2	0.6	－
林道延長　（m）			6,368	6,368	11,215	11,215
林野１ha 当たり林道延長（m）		2.3	2.2	1.9	3.0	－
水道普及率　（%）		73.3	76.2	89.6	87.3	82.6
水洗化率　（%）		－	－	16.0	88.3	95.8
人口千人当たり 病院、診療所の病床数　（床）		2.7	3.5	4.0	2.9	0

区　分		平成 27 年度末	令和元年度末	令和６年度末
市町村道	改良率　（%）	76.5	76.5	76.5
	舗装率　（%）	67.0	67.1	67.0
農道延長　（m）		75,549	75,549	75,549
耕地１ha 当たり農道延長（m）		－	－	－
林道延長　（m）		11,215	11,215	11,215
林野１ha 当たり林道延長（m）		2.95	－	－
水道普及率　（%）		76.3	76.0	81.2
水洗化率　（%）		96.7	96.4	97.4
人口千人当たり 病院、診療所の病床数　（床）		0	0	0

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町はじめ北海道の多くの過疎地域では、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足等、多くの課題を抱えている。また、地震や集中豪雨、土砂災害による甚大な被害が頻発し、住民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

本町では、令和３年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第６期剣淵町総合計画」を策定し、「人・夢・大地　次代につなぐ　絵本の里けんぶち」を将来像に掲げ、人口減少の抑制、過疎化への対応を計画全体の重要な課題として位置づけている。

このようなことから、本計画の基本方針を「第６期剣淵町総合計画」の基本方針と共有し、持続可能な地域社会を形成し、地域資源等を活用し地域活力を更に向上させるまちづくりを進めていくこととする。

①将来像

「第６期剣淵町総合計画」と同様に「人・夢・大地　次代につなぐ　絵本の里けんぶち」とする。

②基本的な施策

【地域経済分野】働く場と地域の活力があるまちをつくる

○人口減少や高齢化により、後継者や労働力が減少し、働く場の減少にもつながるという地域経済の負の循環が続かないように、各産業を支える人たちが働き続けられることで、地域経済が活性化し、継承されていく支援に努める。

○事業拡大や売上向上等につながるよう、これからの市場ニーズ、消費の動向等を踏まえ、時代に合った生産、販売、事業展開を、農林業者、商工業者とともに考え、支援に努める。

○各産業分野や関係団体等の連携を一層強め、本町の魅力や資源を活かした観光による経済効果を高める。さらに、働きたいと願う全町民の就労ニーズに合った働き口が町内に増えるよう、多様な形態、条件での雇用促進に努める。

○ＩＣＴ技術、ＡＩなど先進的な技術の導入を促進し、持続的で安全安心な生産に努め、更にはゼロカーボンなど環境に配慮した取り組みを一層進めていく。

【教育分野】子どもを育てやすく学びを楽しめるまちをつくる

○子どもを見守り育てる気持ちを町全体で共有し、人も含め地域の資源や環境を子育てや教育に活用しながら、小さいまちならではの細やかな子育て支援、子どもの教育に努める。

○子どもから高齢者まで、それぞれの目的に沿って学びやスポーツを楽しめるように支援するとともに、子育て支援や教育、生涯学習等、さまざまな場を通じて、絵本文化を継承、発展させていく。

【保健福祉分野】健康と支え合いを大切にするまちをつくる

○保健、医療、福祉を支える人たちが全国的に不足するなか、必要な人材の確保を図りながら、保健、医療、福祉に関わる人や組織の連携を深め、効率的かつ効果的な取り組みを進めていくように努める。

○一人暮らしや高齢者のみの世帯が増える傾向にあるため、地域で孤立しがちな住民に対し、だれもが取り残されないように、町全体で見守りや支え合いの気持ち

を持ち町民相互で接することができるように支援する。

【生活環境分野】豊かな環境と共生し安全に暮らせるまちをつくる

○自然と調和した生活環境を守り、次代に継承できるよう、気候変動への対応や環境保全、環境美化に努めるとともに、生活排水や廃棄物の適切な処理に努める。

○災害や事故、犯罪等の未然防止と発生時の対策を強化し、町民の生命と財産を守り安心して生活できる環境づくりに努める。

【生活基盤分野】使いやすく持続可能な生活基盤があるまちをつくる

○高齢になっても住み良く、人口が減っても維持管理のコストが少ない生活基盤について、長期的な視点で考え、整備を進めていく。

○自然災害が増加傾向にあり、地震による停電も経験したなかで、災害に強い基盤整備が求められており、ハード・ソフト両面から強靭化の推進に努める。

【住民自治・行財政分野】人の絆で小さくても元気なまちをつくる

○今後も町外との交流がさまざまな場面で増え、地域経済の活性化や移住等、地域の活性化につながっていくよう支援する。

○町内においても､町民相互の共助や町民と行政の協働の輪がより一層広がるよう、情報の発信や共有等を積極的に行い、共助や協働が進みやすい環境づくりや活動の促進に努める。

○ＩＣＴの活用等、行政運営の効率化をより一層行いながら、長期的な視点で財政運営を見通し、計画的に事業を推進していくことで、持続可能な行財政運営に努める。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりである。

①人口に関する目標

令和 12 年度の本町の総人口の目標を２，５１６人とする。

②財政力に関する目標

令和 12 年度の納税義務者数の目標を１，５２５人とする。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本町では、総合計画の実施計画において各事業をＰＤＣＡサイクルにより管理、進行しており、本計画に関連する事業についても同様に、毎年度検証を行い、分野毎の達成状況を議会に報告することとする。

また､本計画が実効性のある計画として機能し続けるように､検証結果を踏まえて、必要に応じて施策や事業の内容を見直すこととする。

（７）計画期間

計画の期間は、令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５か年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本町では平成 29 年度に、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、町が保有する全ての施設及び土地を対象に「剣淵町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理等における基本方針を示している。

本計画では、剣淵町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組むことを理念とし、「効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化」「効果的な公共施設の利活用促進や統廃合による施設保有量の最適化」等を進めることによって、将来の財政負担を軽減し、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めることを目標としている。また、公共施設等の管理に際しては、「人口減少を見据えた整備更新」「住民ニーズへの適切な対応」「民間活力の積極的な導入」を基本的な方針としている。

本計画における施策や事業は公共施設に関連する内容も多いことから、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び「剣淵町公共施設等個別施設計画」との整合性を図った内容とする。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

＜定住＞

人口減少の一因として､転入より転出が多い状況が続いていることがあげられるが、特に、15 歳以上の若年層の転出が多く見られる。

本町では、中学校を卒業後、町外の高校に通学する住民が多く、また、その後の進学や就職を機に、町外に転出するケースが多いことが影響していると考えられる。

町内の就学の場、就業の場は規模の大きな自治体に比べると限られており、町外への進学、就業を選ばざるを得ない状況があることは否めないが、一度は町外で住むことになっても将来は剣淵町に戻ってきたいという若年層も一定量存在することがアンケート調査結果からもうかがえる。

子どもたちが生まれ育った町で働きたい、また、将来は戻ってきたいと思うような環境を充実させていくことが定住促進につながると考えられる。

そのためには、働く場を増やすために、基幹産業である農業の安定や商工業の活性化を図り、後継や継承、起業等を支援していくことが必要である。また、町外へ就労の場を求めた場合でも、居住環境をはじめ住みやすい条件整備（子育て、教育、福祉等）に積極的に取り組んでいくことで定住につながると考えられる。

また、近年は高齢世代の転出も増えている。加齢によって日常生活に不安を感じ、家族との同居や施設入所のために転出していると思われる。

定住意向を尋ねたアンケート調査では、町に住み続けたいと思っている高齢者はほかの世代よりも多く、住み続けたいと思いながらやむを得ず転出する高齢者も多いと思われる。年齢が高まっても地域で生活できるまちづくりがより一層必要である。

＜移住＞

移住については、町内の空き地や空き家を町ホームページで紹介し、移住促進に関わる広域的な事業に参加するなど、取り組んでいる。

移住を促進する取り組みが全国各地で行われているなか、本町の魅力や特性をさまざまな場や媒体を通してより一層積極的にアピールしていくとともに、本町での暮らしに関心を持った人たちが、ほしい情報を得やすくし、困った時に頼れる体制を整える等、移住希望者に対する情報発信と受入体制を強化していくことが必要である。

＜地域間交流＞

自治体間の交流として、富山県射水市と姉妹都市提携を結び､「けんぶち桜岡湖水まつり」「射水市農業産業まつり」に訪問団を相互に派遣し、交流事業を実施している。

また、香川県さぬき市と友好都市提携を結び、小学校高学年（５・６年生）を対象とした体験型交流を実施している。

このほかに、民間企業との交流として、自動車メーカーのマツダ（株）の耐寒テスト基地が町内にあることから「剣淵・マツダとふれあう会」が昭和 63 年に結成され、冬期間の耐寒テストスタッフへの歓迎交流会、住民への耐寒テストコース開放等、民間レベルでの交流が行われている。令和２年には、マツダ（株）と剣淵町による包括連携協定を締結した。

さらに、海外との交流として、「アルパカ牧場」のオープンをきっかけに、平成 27

年にはペルー共和国タルマ市と姉妹都市提携を結び、アルパカやじゃがいも等を通じた交流が行われる等、新たな交流の輪が広がっており、ペルーとの交流を推進する「北海道剣淵・ペルー共和国友好親善協会」が新たに発足した。

今後も、文化、産業等、様々なテーマ・角度から、国内外の諸地域や企業等との交流を推進するとともに、行政主導の交流に限らず、民間を主体とした交流も積極的に行われるよう促進していくことが必要である。

＜人材育成＞

各産業の活動組織、地域福祉団体や自治会、生涯学習や地域づくりに関する団体等で、日頃の活動を通して人材育成が行われているほか、町外や民間等で行われる人材育成につながる研修への参加を支援している。

これらの組織・団体のなかには、高齢化や参加者の固定化、減少等を課題と考えていることが多く、将来を見据えた人材育成が十分行えないことが懸念される。まちづくりの各分野で人材を発掘、確保し、育成を行っていくことが必要である。

人材育成の研修については、行政主導の研修では成果が出づらく、これからの地域づくりの持続的発展に関しては行政主導型から自主的な取り組みを促進していく必要がある。

（２）その対策

＜定住＞

① 若者世代、子育て世代の定住対策を図る。
- 新しい就労の場の開発と、起業化への支援に努める。
- 居住環境（住宅への支援等）の整備を進める。
- 関連施策（福祉、教育等）の充実を図る。

② 生涯を通じて住み続けられる生活環境づくりを進める。
- 交通や買い物等の環境維持に努める。
- 福祉や医療等の体制、健康づくりの取り組みの充実に努める。
- 交通安全、防犯、防災等、安全なまちづくりを進める。
- 年齢や障がいに関わらず、だれもが助け合い、支え合いを日頃からできる環境づくりを進める。

＜移住＞

① 町公式ホームページの充実や、移住に関連する情報発信を積極的に行うとともに、相談体制の充実に努める。

② 本町での暮らしが体験できる施設の確保や機会の充実等、町外者を受け入れる体制の充実を図る。

③ 本町にゆかりのある人たち、自治体、企業との交流を深め、移住の促進につなげる。

＜地域間交流＞

① 姉妹都市富山県射水市との産業交流を促進し、地域の活性化に努める。
② 友好都市香川県さぬき市との児童交流事業を促進し、児童の成長を図る。
③ 民間との交流事業を促進し、地域の活性化に努める。
④ ペルー共和国等、海外との交流事業、文化や物産等を通じた交流事業を促進し、地域の活性化に努める。

＜人材育成＞

① 各種研修、交流事業等、人材育成につながる事業の拡大、参加の促進を図る。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	中小企業ＵＩＪターン支援事業	剣淵町
	(2)地域間交流	剣淵町・射水市交流事業	剣淵町
		民間交流事業	剣淵町
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	剣淵町・さぬき市児童交流事業 事業内容：両地域の児童の相互交流 必 要 性：都市部との共生・連携・交流 効　　果：交流等による過疎地域の活性	剣淵町

３　産業の振興

（１）現況と問題点

＜農業＞

農業は本町の基幹産業であり、農業の振興をまちづくりの最重要課題とし、農家経済の安定、農村文化の向上に努めている。

令和２年農林業センサスにおける農業経営体（個人経営）は 278 戸、農業従業者数は 637 人で、平成 22 年と比べると農家戸数は 34 戸（11.5%）、農業従業者数は 111 人（14.8%）減少している。耕地面積は 6,031ha で、平成 27 年と比べると 521ha の増加となっているが、１戸当たりの面積は 1.22 倍に増加し、農用地の集積が進んでいる。

海外も含めた市場競争の激化等により農産物の価格低迷が続く一方、資材価格や人件費の高騰が進み、農家を取り巻く経済状況は依然厳しさが続いている。

このようななか、生産性の高い経営をめざし、透排水性の改善、農作業の機械化及び機械の大型化等に特に力を入れてきたが、暗渠排水等、基盤整備にかかる施設・設備の老朽化が進んでおり、生産性を維持していくためには、計画的な更新が課題である。また、労働力不足の解消、経営の改善や向上、農業技術の継承等のため機械化とともに「スマート農業」の普及に努める必要がある。

現在、農業者の高齢化に伴い、後継者への継承による規模拡大、経営規模縮小又は維持の二極化が進んでいる。個々の農家が希望する経営規模で、できる限り長く農業を続けることができるよう、希望する経営形態に応じた営農支援の必要がある。

なお、近年の新規就農者は、新規学卒者とＵターン者によるもので、農業外からの新規参入者はなく、次代の農業を担う後継者を増やしていくには、新規参入者の受入体制づくりが重要な課題である。

農作物の加工、販売については、「けんぶち農業ブランド化推進協議会」を中心に、本町の特産品を積極的にＰＲしており、これまでのじゃがいもや小豆等のほか、ペルーとの交流を縁に南米原産キヌアの産地化・特産品化にも取り組んでいる。

剣淵産の付加価値向上、農業のイメージ向上による担い手確保等の面からも、これらの取り組みや気運を高めていくことが重要である。加えて、剣淵産の付加価値向上という観点からは、“絵本の里けんぶち”の誕生にも関わりの深い、安全・安心な農産物づくりを推進していくことが必要である。

酪農については、輸入自由化の影響から乳価は依然として低く、酪農を営む農家戸数は減少している。農業と同様に、後継者及び経営体質の強化とともに、畜産排せつ物の適切な処理、疫病や家畜害虫対策等を強化することが課題となっている。

＜林業＞

森林は町面積の約３割にあたる 3,748ha を占めている（令和６年度現在）。

そのうち一般民有林は 3,283ha（森林全体の 87.6%）で、多くを民有林が占めている。町有林は 465ha（森林全体の 12.4%）で、林業を主体とした経営者はいない。

木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景に、間伐が十分に行われず、伐採後は植栽がなされない山林が増えている。

国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林が有する多面的機能が低下し、環境や生態系への影響が懸念されるなか、森林の保全や森林資源の循環利用を積極的に行っていくことが必要である。

農家数・経営耕地面積・家畜（農林業センサス）

	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成２年	平成７年
総戸数（戸）	882	805	738	705	635	582
経営耕地面積（ha）	5,779	5,656	5,787	5,966	6,056	6,226
田（ha）	2,848	3,063	3,132	3,557	3,497	3,502
畑（ha）	2,931	2,593	2,655	2,409	2,559	2,724
うち普通畑（ha）	2,545	2,016	2,199	2,100	2,550	2,334
うち牧草地（ha）	386	434	346	249	123	196
山林（ha）	2,084	1,856	1,811	―	―	―
乳用牛（頭）	881	966	890	896	856	860
肉用牛（頭）	9	117	422	579	524	291
馬（頭）	648	315	104	79	48	55
豚（頭）	56	56	154	500	―	―
にわとり（羽）	8,855	4,884	3,80	2,792	―	―
めん羊（頭）	42	―	―	―	―	―

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
総戸数（戸）	472	403	328	295	278
経営耕地面積（ha）	5,803	5,763	5,661	5,510	6,031
田（ha）	3,342	3,265	3,212	3,100	3,214
畑（ha）	2,461	2,498	2,447	2,408	2,809
うち普通畑（ha）	2,413	2,023	2,086	2,205	―
うち牧草地（ha）	48	263	252	203	―
山林（ha）	―	―	―	―	―
乳用牛（頭）	958	934	740	591	517
肉用牛（頭）	78	―	51	―	20
馬（頭）	18	8	―	―	―
豚（頭）	―	―	―	―	―
にわとり（羽）	―	―	―	―	―
めん羊（頭）	―	―	―	―	―

経営耕地規模別農家数（農林業センサス）

	上段：農家数(戸) 下段：構成比(%)	経営耕地規模別農家数								
		例外規定	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～7.5ha	7.5～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0ha以上
昭和35	1,125	14	119	71	68	263	331	176	67	16
	100.0	1.3	10.6	6.3	6	23.4	29.4	15.6	6.0	1.4
昭和40	882	—	56	33	32	176	267	181	118	19
	100.0	0	6.3	3.7	3.6	20.0	30.3	20.5	13.4	2.2
昭和45	1,020	1	109	46	42	189	312	197	104	20
	100.0	—	10.7	4.5	4.2	18.5	30.6	19.3	10.2	2.0
昭和50	805	1	62	34	26	138	211	180	118	35
	100.0	0.1	7.7	4.2	3.2	17.1	26.2	22.4	14.7	4.4
昭和55	738	—	55	27	19	103	171	176	129	58
	100.0	—	7.4	3.7	2.6	13.9	23.2	23.8	17.5	7.9
昭和60	705	1	43	27	18	92	148	173	131	72
	100.0	0.1	6.1	3.8	2.6	13.1	21.0	24.5	18.6	10.2
平成2	635	—	41	30	16	77	84	134	155	98
	100.0	—	6.5	4.7	2.5	12.1	13.2	21.1	24.5	15.4
平成7	582	2	46	40		54	63	103	139	135
	100.0	0.3	7.9	6.9		9.3	10.8	17.7	23.9	23.2
平成12	472	1	14	32		44	45	79	115	142
	100.0	—	3.0	6.8		9.4	9.6	16.8	24.4	30.0
平成17	403	—	20	10	8	35	89	158	62	21
	100.0	—	5.0	2.5	1.9	8.7	22.1	39.2	15.4	5.2
平成22	472	—	16	4	4	19	61	120	73	31
	100.0	—	4.9	1.2	1.2	5.8	18.6	36.6	22.3	9.5
平成27	295	—	15	4	5	16	52		203	
	100.0	—	5.1	1.4	1.7	5.4	17.6		68.8	
令和2	278	8	9	4	3	14	50		190	
	100.0	2.9	3.2	1.4	1.1	5	18.1		68.3	

＜商業＞

令和３年商業統計調査における商店数は 41 店（卸売業、小売業）で、従業員は 82 人、平成 28 年同調査に比べると、商店数は３店、従業員数は 100 人減少している。

人口減少が進むなか､町外の大型店舗での買い物やネットで買い物をする方も増え、ますます町外への消費流出が進み、商業力の低下に繋がっている。このようななか、新たに起業される方、新しい商品や販路開拓をされる方への支援、商工会が実施するプレミアム商品券事業など、店舗の確保や地域内消費を促す取り組みを行っている。

高齢社会がさらに進み、地元の商店の需要が高まることが予測されるなか、買い物や飲食等ができ、移動支援やサービス等を受けられる環境を維持していくことが課題となっている。

＜工業＞

令和３年工業統計調査によると、事業所数は５事業所で、従業者数は 25 人となっており、平成 30 年と比べると、事業所数は１事業所の増加、従業者数は 23 人減少している。

本町の工業は、食品製造業を中心に営まれており、また小規模零細企業が多く、消費税増税や円安による原材料費の高騰により、経営は厳しい状況が続いているほか、農業と同様に、経営者の高齢化や後継者不足といった課題を抱えている。このようななか､「道の駅」において、本町の特産品が町外者の目に触れる機会が増えていることもあり、少しずつ特産品が増えている。

地域性や独自性のある製品開発、ブランドとしての定着、販路開拓等をより一層推進していくことが必要である。

＜観光業＞

町内には、「剣淵温泉レークサイド桜岡」をはじめ、「絵本の館」「道の駅」「桜岡公園」「アルパカ牧場」「眺望の丘」等の観光・交流施設がある。これらの施設は町内に点在していることから、近年無料のレンタサイクルを設置し周遊を促す取り組みを行っている。また、平成 29 年度から始まったサイクリングイベント「ぐるっとライド」は近隣市町と共同により実施し、道内外からの参加者やリピーターが増え、地域に定着しつつある。

また､「剣淵温泉レークサイド桜岡」や「桜岡公園」等では、老朽化が進んでいる施設や設備があるほか､「道の駅」関連施設においても、老朽化や利用者の増加に伴う改修や機能強化が必要となっている箇所がみられる。交流人口の拡大に向け、これら観光・交流関連施設の改修を計画的に進めていくことが課題となっている。

＜他産業・分野との連携＞

これまで本町では、農業を軸に、農畜産物を利用した加工品づくり、農作業を通じた交流、農産物の直販を魅力とした「道の駅」等、農業、商工業、観光等の連携によって産業振興の幅を広げてきた。また､「農福連携」等、福祉分野との連携による経済振興も進んでいる。

６次産業化、さらなる就労の場の拡大等を図るには、これまで以上に地域の産業相互の連携を進めるほか、産業以外の分野との連携､『絵本の里づくり』をキーワードとした連携等も深め、地域経済を発展させていくことが重要である。

（２）その対策

＜農業＞

① 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用、スマート農業を推進し、労働負担の軽減、生産性の向上を図る。
② 農村環境を保全する観点から、環境負荷の軽減に配慮した栽培の推進を図る。
③ 大雨による冠水等、自然災害による農地等被害軽減のための生産基盤整備を進める。
④ 農業戸数維持のため、新規就農者、第三者への継承を促進し、労働力確保に努める。
⑤ 地域計画に基づく円滑な農地流動化を促し、農地利用の最適化を図る。
⑥ 農業振興については農業・福祉・教育分野等における他の関係機関、また、周辺自治体と連携をしながら進めていく。
⑦ 「けんぶち産」農産物や加工品の認知度を向上させ、付加価値を高め有利な販売ができる販路開拓、拡大に努める。

＜林業＞

① 主伐や間伐を主体とした森林の適正な保育管理を実施する。
② 地域材の利用（木づかい運動）や木育を推進する。

＜商業・工業＞

① 店や事業所の活動や地域の商工業者が連携して取り組む活動を支援する。
② 中小企業特別融資や、空き店舗の活用助成により事業継承の推進を図り商工業の振興を促進する。
③ 消費トラブルを未然に防ぐため広報・啓発活動・相談対応を充実する。

＜観光業＞

① 観光推進体制を充実させ、情報を町外に積極的に発信するよう進める。
② 観光資源・観光施設の環境整備や機能を向上させ、絵本の里らしい自然景観や農村風景の魅力を発掘、発信する。
③ 観光入込客数 20 万人を目指し、関係団体と連携の上、魅力ある広域なイベントや体験型観光を企画し、観光、滞在を促進する。
④ 近隣自治体と連携し、広域での観光、滞在を促進する。

＜他産業・分野との連携＞

① 農産物の消費及び流通体制の整備等により、就労の場の創出と農商工連携による産業の活性化を図る。
② 農業と商業・観光・流通の連携による特産品開発やブランド化に向けた取り組みを促進する。
③ 農福連携による商品開発、特産品開発を促進する。
④ 農業と観光の連携により、観光交流事業を推進する。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
２　産業の振興	(1)基盤整備 農業	水利施設管理強化事業	剣淵町・ てしおがわ 土地改良区
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業	剣淵町・北 ひびき農協
		農地排水機能向上対策事業	剣淵町
	林業	町有林保育管理事業	剣淵町
		豊かな森づくり推進事業	剣淵町
	(9)観光又はレクリエーション	宿泊研修施設設備等改修事業	剣淵町
		桜岡公園施設改修事業	剣淵町
		農林水産物直売・食材供給施設設備等改修事業	剣淵町
		観光交流センター施設設備等改修事業	剣淵町
		道の駅リニューアル整備事業	剣淵町
		道の駅パーキングエリア整備事業	剣淵町
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光推進事業 事業内容：観光協会事業補助金、ぐるっとライド実行委員会事業補助金、道北観光連盟負担金、上川地方観光連盟負担金、士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会地域負担金、北海道観光振興機構負担金 必 要 性：町内観光の推進 効　　果：過疎地域住民生活の維持	剣淵町

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
2　産業の振興	第１次産業 その他	スマート農業促進事業	剣淵町
		労働者対策事業 事業内容：上川北部地域人材開発センター運営協会負担金、士別地域通年雇用促進協議会負担金、剣淵町担い手対策推進事業（農商工業）、新規就業奨励金 必 要 性：求職者支援と労働者の通年雇用促進 効　　果：過疎地域住民生活の維持	剣淵町
		商工業振興対策事業 事業内容：観光交流センター維持管理運営業務、絵本の里けんぶち夏まつり実行委員会負担金、北海道中小企業総合支援センター負担金、消費生活行政広域化事業負担金、商工業振興事業補助金、購買力流出防止スタンプ事業補助金、購買促進プレミアム商品券補助金、中小企業特別融資保証料補助金、中小企業特別融資利子補給金、中小企業制度資金利子補給金、街並み景観整備推進事業補助金、起業化支援事業補助金、新商品開発販路開拓支援事業補助金 必 要 性：小規模事業者への産業振興 効　　果：過疎地域住民生活の維持及び商工業の活性化	剣淵町
		桜岡温泉保養施設・町民保養サービス事業 事業内容：町民保養サービス事業 必 要 性：町民への安らぎ提供 効　　果：過疎地域住民生活の維持	剣淵町

（４）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
剣淵町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～令和 13 年３月 31 日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）のとおり。

（５）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜産業系施設＞

老朽化が進行している施設については、統合を含めて存続の検討を進める。
また、各施設において安全点検を実施し、適切な維持・補修に努める。

＜レクリエーション系施設＞

観光物産ターミナル・キャンプ場・観光交流センター・艇庫周辺トイレ・道の駅・桜岡温泉宿泊施設は町の情報発信、防災拠点、観光拠点・各種イベント等に必要不可欠な施設として今後も維持管理に努める。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

＜情報通信＞

情報通信に必要な基盤面については、町全域の光回線の整備が完了し、同一町内における情報格差の解消に努めている。

一方、情報通信を利用する人と利用しない人において、得られる情報量の差があることから、だれもが必要な情報を得られるよう、情報のバリアフリーを進めていくことが必要である。

防災分野における情報化については、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、災害現場からの情報を収集するため、携帯や車に搭載が可能な移動系防災行政無線のデジタル化の整備を実施し、令和２年度に防災行政無線のデジタル化及び個別受信機の更新を行った。今後も適切な維持管理に努めていくことが必要である。

農業分野における情報化については、平成 25 年度に営農（指導、技術）情報や気象情報等を受信し、取り出すことができる農家のファックス端末機を斡旋（更新）し、平成 27 年度には農家に配信する農業情報システム装置を更新（気象情報等の取出し機能を外す）した。ファックス端末機は全ての農家の更新とはならず、また新旧の斡旋機種や市販機種が混在し、保守管理の面での課題がある。さらに今後、スマート農業を推進するうえで気象や農地等の状況をデータで把握､管理することは重要であり、今後も既存の農業情報システムを活用しつつ、情報通信技術のより積極的な活用を推進していくことが必要である。

学校教育における情報化については、タブレット型ノートパソコン等を活用した対面授業や協働学習、学習支援ソフトを活用した個別学習を実施している。また、児童生徒がパソコンを持ち帰り家庭学習を行うことに加え、オンライン授業が普及し、学校と自宅にいる児童生徒を結ぶ情報通信環境の整備を確保している。今後は、導入したパソコン等の更新時期を迎えるため計画的な財源確保が必要である。

（２）その対策

＜情報通信＞

①　高度情報化社会に対応できる情報通信基盤（光ファイバー網）の管理。
②　防災行政無線の維持管理と運用について適切に行う。
③　情報通信基盤を活用し教育環境の充実、産業の振興を図る。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
３　地域における情報化	(3)その他	情報システム機器更新事業 （地方公共団体情報連携中間サーバーシステム更新、プロキシサーバー更新、ＷＳＵＳサーバー更新ほか）	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜行政系施設＞

総合庁舎は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難所としての利用も想定されるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図る。また、必要な改修を行いつつ、長寿命化を図る。そのうえで、老朽化が進行した時点で建替えを検討し、安全化や機能確保を図るうえでも情報通信技術の積極的な活用に努める。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

＜道路＞

国道については、国道 40 号が南北に 8.5 ㎞、国道 239 号が本町の最北部を東西に 0.6 ㎞通過しており、交通量の多い主要な幹線道路として利用されている。

道道については、６路線（総延長 32.7km）が町内を縦横に通過しており、国道や町道とも連絡して、住民の生活路線として利用されている。

町道は、241 路線（実延長 310.6 ㎞）がきめ細かく網羅し、住民の生活や産業活動を支えている。令和７年３月末における舗装率は 67.0％、改良率は 76.5％となっており、整備水準としては管内でも高い状況だが、早期に整備した路線では路面の沈下、亀裂の発生が多く見られ、補修が必要となってきている。また、交通量や利用者の状況、近年多発している大雨等の異常気象に応じて、拡幅やバリアフリー、強靭化等を進めることも重要である。

警戒標識については、交通安全上必要性が高いため、交通量や道路状況の変化に応じて、計画的に更新、増設を進めていくことが必要である。

除雪については、町道の除排雪を民間に委託しているほか、住民の交通安全、さらには町外への購買力の流出を防ぐことに努めている。このほか、町道から住宅までの私道が 50ｍを超える住民を対象に除雪委託費の助成措置を行い、除排雪体制の強化に努めている。特別豪雪地帯である本町では、除雪は住民の生活や産業活動を維持するうえで重要な公共サービスであり、今後も安全で迅速な除雪に努めることが必要である。

なお、高速交通網として北海道縦貫自動車道があり、現在士別剣淵ＩＣが日本最北のＩＣとして開通している。物流をはじめ緊急医療体制の充実、観光・交流をさらに促進するうえでも、残る「士別剣淵～名寄間」の早期整備が重要な課題となっている。

また、橋梁については、町内に 100 を超える道路（永久）橋があり、多くの箇所で老朽化が進んでいる。「長寿命化修繕計画」に基づき、必要な修繕や架替えを計画的に進めていくことが必要である。

＜公共交通＞

本町と町外を結ぶ公共交通機関として、ＪＲ宗谷本線と路線バス（道北バス名寄線・旭川～名寄間）、都市間バス（高速なよろ号・札幌～名寄間）がある。

鉄道については、利用の少ない２つの無人駅が令和３年３月に廃止となり、普通・快速列車が停車する剣淵駅のみとなった。

路線バスと都市間バスは、道の駅「絵本の里けんぶち」での停車ができ、札幌方面に直行する交通手段として利用されている。路線バス及び都市間バスの乗車率が低下しており、路線存続や利便性の確保に努める必要がある。

町内の交通手段として、有償運行路線としての町有バス、スクールバス及び温泉路線バスを運行しており、利用状況に応じて運行路線や運行回数の見直しを行っている。

また、平成 26 年 10 月から町民を対象に、自宅と町内の主要な施設（連絡施設）の間を運行する乗合自動車を運行している。

今後も引き続き、バスの小型化や運行路線・回数の見直し、全路線のデマンド交通の検討等によって利便性を高めていくことが必要である。

（２）その対策

＜道路＞

① 国道の交通量の増加に伴い、通行者の安全確保のため、自歩道未設置部分の設置を国に対して要望する。
② 道道の未改良部分の早期改良と自歩道の設置を道に要望する。
③ 町道の未改良、未舗装路線の整備を促進する。
④ 舗装道路の改修、側溝の整備、自歩道の設置等道路の環境改善に努める。
⑤ 農畜産物等の円滑な輸送を図るため、農道の補修を実施する。
⑥ 除排雪体制を強化するとともに、除雪機械の整備・更新を実施する。
⑦ 北海道縦貫自動車道「士別剣淵～名寄間」の早期完成を国に対して要望し、地域活性化を図る。
⑧ 「和寒～士別剣淵間」の四車線化の促進を図る。
⑨ 高速道路ＰＡを活用した、道の駅との連結し、両施設の有効活用を図る。
⑩ 「長寿命化修繕計画」に基づき、適切な橋梁の補修を進める。

＜公共交通＞

① ＪＲ等の路線維持のため、利便性向上を関係機関に要望する。
② バスの継続運航の要請を行い、利用促進を図る。
③ 交通弱者対策を推進する。
④ 乗合自動車の利便性の向上に努める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道中央団地２条改良舗装事業 Ｌ＝87m　Ｗ＝4.0m	剣淵町
		町道中央団地３条改良舗装事業 Ｌ＝87m　Ｗ＝4.0m	剣淵町
		町道中央団地５条改良舗装事業 Ｌ＝105m　Ｗ＝4.0m	剣淵町
		町道中央団地６条改良舗装事業 Ｌ＝107m　Ｗ＝4.0m	剣淵町
		町道３線舗装改修事業 Ｌ＝1500m　Ｗ＝5.5m	剣淵町
		町道舗装補修事業 事業内容：損傷道路舗装補修工事一式	剣淵町
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業 橋梁点検、修繕計画策定、修繕工事一式	北海道
	(8)道路整備機械等	ロータリー除雪車更新事業 ロータリー除雪車　１台	剣淵町
		除雪トラック更新事業 除雪トラック　10ｔ級　１台	剣淵町
		除雪ドーザー更新事業 除雪ドーザー　13ｔ級　１台	剣淵町
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通維持対策事業 事業内容：路線バス運行支援事業助成、乗合自動車運行支援 必 要 性：公共交通の充実 効　　果：公共交通の維持	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜道路＞

道路については、これまでの道路改良舗装で整備されてきた町道の舗装部分全てを15年サイクルで更新していく必要はないと考えており、路線によっては交通量や地盤の良否により、15年程度で更新するものの、路線の交通量や地盤の良否を勘案し、もっと長期的に、或いは部分的な補修で対応する。今後は、できるだけ早い段階で全路線の老朽状態を把握し、年次計画により整備を行うこととする。

＜橋梁＞

剣淵町が管理する橋梁は、令和 7 年現在で 100 橋あり、建設後 50 年以上を経過した橋梁は 20 年後には約 85%を占める。今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効率的に保全するため、「剣淵町橋梁長寿命化計画」に基づき橋梁の適切な補修を行うことにより、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図り、将来に渡り安全・安心な道路網を確保していく。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

＜水道施設＞

水道施設として、簡易水道施設の桜岡浄水場系と西岡浄水場系の２か所から給水されている。令和７年３月末現在の給水戸数 1,184 戸、給水人口 2,224 人と減少傾向である。老朽化に伴う施設・設備の更新が必要であり、その整備費用を確保するための適正な水道料金の設定が課題となっている。令和４年度から公営企業会計に移行している。

湧水等を水源とする地区飲料水供給施設 16 か所については、令和７年３月末現在の給水戸数 124 戸、給水人口 331 人と減少傾向である。設置後 50 年を越えるものが大半となり老朽化が著しい水道施設の改修や、設備及び管路の更新等を行っていくことが必要であり、整備費用の確保と水道運営の健全化が課題となっている。

＜下水処理施設＞

下水処理施設は、平成６年度から市街地区の公共下水道事業に着手し、公共下水道区域内の水洗化率は令和７年３月末現在 97.4%に達している。水道施設と同様、老朽化に伴う施設・設備の更新が課題であり、その整備費用を確保するための適正な料金の設定が課題となっている。

農村地区では、合併処理浄化槽の設置を進めている。令和７年３月末現在、270 基、703 人が利用し、計画目標の８割が設置している状況である。

衛生的で快適な生活環境づくりを進めていくためには、合併処理浄化槽の設置を今後も促進していくことが課題となっている。

＜廃棄物処理施設＞

ごみの収集は、現在、民間に委託し実施している。

一般ごみについては、平成 14 年から、焼却方式を埋立て方式に変更。さらに令和４年 10 月より、可燃ごみと不燃ごみに分類と有料化を行った。可燃ごみは、愛別町外３町塵芥処理組合へ委託し処理している。

分類と有料化により平成 30 年度の住民一人当たりのごみの年間排出量は 183.1 kg であったが、令和３年度は 152.4 kg、令和６年度では 94.7 kgと減少している。

浸出水処理施設は、令和４年度に水槽防食塗装工事を行った。供用開始から 20 年以上が経過してきているため、今後も中長期的な施設維持に向けて、コストの縮減、平準化を考えた計画検討が必要である。

生ごみについては、和寒町と広域的に処理を行っているが、処理施設の老朽化等により維持費用は増加している。今後は、愛別町外３町塵芥処理組合への委託について検討が必要である。

資源ごみについては、士別市に中間処理を委託している。

粗大ごみについては、令和３年４月から有料化し減量傾向であるが、空き家の片づけに伴う粗大ごみの増加について注視が必要である。

今後は、最終処分場を延命化するうえでも、現在埋立てしている不燃ごみについて、さらなる減量化・リサイクルの推進について取り組む必要がある。

なお、平成 14 年 12 月から使用していない廃棄物焼却炉は、解体に莫大な費用がか

かるため、その施設は現存したままであり、取り壊しが大きな課題となっている。

＜消防施設＞

本町は、近隣１市３町で構成する士別地方消防事務組合に属し、町内に消防署剣淵支署・剣淵町消防団を設置し、令和７年４月現在で消防職員８名と消防団員 39 名体制で有事に備えている。

消防車両は、水槽付消防ポンプ自動車２台、小型動力ポンプ付水槽車１台、小型動力ポンプ積載車１台、指令車１台の合計５台を保有しているが、更新時期を迎えている車両があることから今後の配備に向け検討が必要である。

消防水利施設として、防火水槽 24 基、消火栓 28 基設置しているが、消火栓については老朽化が著しいため年次計画で更新を行っており、増設も含め継続事業として進めていく必要がある。

平成 27 年３月に消防救急デジタル無線整備事業が完了し、通信や出動指令が高機能指令センターで統制されたことから、災害出動については、署・支署間の広域連携を図っていくことが重要である。

年間における火災の発生は増えてはいないものの、救急・救助の出動件数は、高齢化や交通事故の増加により増加傾向にある。住民の間でも救急に対する意識が高まっており、救急講習会を随時開催し、救命率の向上を図っていくことも重要である。

本町は、救急車を配備しておらず、救急業務を士別消防署に委託していることから、救急車の到着までに時間がかかることを不安に思う住民も多く、町内に救急車を備えた救急体制の構築を求める声がある。救急車配備には職員の増員や医療体制の充実等が伴うため、財政上の負担が増すことの難しさがあり、今後も引き続き検討する必要がある。

＜住宅・宅地＞

町内には町営住宅、特定公共賃貸住宅や町有住宅等が 326 戸ある。

近隣の同規模の町村と比較すると、戸数的には多い状況であるが、公営住宅の入居希望者は一定程度あり、入居を希望してもすぐには入居できない状況もみられる。

住民ニーズの高度化・多様化で、住宅の供給バランスが取れないミスマッチが増えている。現状では、平成以前に建設した住宅が全体の 28.5%を占めており、これに係る維持管理費用も年々増加していることから、「剣淵町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、順次建て替えや個別改善を進めている。

移住や転入を促進していくうえでも住宅の果たす役割は大きく、民間での建設を促進することも含め、住宅環境を充実させていくことが必要である。

宅地の分譲については、今後町有地を整地し分譲する等、持ち家住宅の建築促進を図っていく。

（２）その対策

＜水道施設＞

① 簡易水道施設の計画的な更新整備を図る。

② 水道普及率向上のため、地区飲料水供給施設の整備費用に対する助成措置を講じ

る。

＜下水処理施設＞

① 合併処理浄化槽の設置を推進する。
② 下水処理施設の点検調査と実施に向けた修繕計画を策定し、計画的な更新整備を図る。
③ 下水汚泥堆肥化施設における有機肥料（バーク堆肥）の活用促進を図る。

＜廃棄物処理施設＞

① ごみの収集運搬について、利便性を配慮し効率的に進める。
② ごみの減量化に対する住民意識の向上を図る。
③ ごみの再資源化とリサイクルの推進によるごみの減少化を図る。
④ ごみ処理関連施設の適正な維持管理、延命化に努める。
⑤ 廃棄物焼却炉の解体に向けて、検討を進める。

＜消防施設＞

① 消防車両等の計画的な更新及び施設の改修を図る。
② 救急に関する講習会、消防訓練を行い、予防査察を推進する。
③ 住宅用火災報知器の設置の推進、適切な維持管理に努める。
④ 適切な消防団員数を確保し、住民が安心して暮らせるよう努める。

＜住宅・宅地＞

① 公営住宅の建て替え、改修を計画的に進める。
② 一般住宅の建設数、年間５件を目標とすることから新たな住宅用造成地を推進する。
③ 町有地を有効活用し、空き地分譲を進める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5　生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	長寿命化下水道施設改築更新事業 機械設備更新ほか	剣淵町
		合併処理浄化槽設置事業 合併処理浄化槽、水洗便所改造補助	剣淵町
	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理施設整備事業 し尿処理施設整備事業負担金	剣淵町
	(5)消防施設	消防指令車更新事業 １台	剣淵町

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
		小型動力ポンプ付水槽車更新事業 １台（水槽容量 10,000 L）	剣淵町
		消防団員室増設工事事業	剣淵町
		事務組合災害対応型無人航空機購入事業	剣淵町
		デジタル無線設備更新計画	剣淵町
		消防指令センター部分更新事業	剣淵町
	(6)公営住宅	公営住宅建設事業 １棟５戸	剣淵町
		公営住宅ストック総合改善事業 個別改善工事　計 20 戸	剣淵町
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅新築・改修促進助成事業 事業内容：住宅新築・改修促進助成事業補助金 必 要 性：過疎集落の生活環境の充実 効　　果：人口流出の減少	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜公営住宅＞

公営住宅については、平成 28 年度に策定された「剣淵町公営住宅等長寿命化計画」を基本とし、用途廃止、除却を検討する。

また、一部の公営住宅は、昭和 56 年以前の旧耐震基準建築で老朽化が著しいものの、立地場所が良く需要もあるため建替えを検討する。そのほかは維持保全とする。

＜供給処理施設＞

ごみ埋立処分場はリサイクルの推進を周知し、ゴミの埋立量の減少化と埋立地の延命化を図る。

ごみ処理施設は、既存施設の設備の補修、部品交換を行い適切な維持管理に努める。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

＜児童福祉＞

町内には、保育施設として、剣淵町保育所１か所がある。

保育のほかに、地域の子育て家庭への育児支援を目的に、育児相談や各種子育てに係る情報提供等を行う子育て支援センター事業や、一時的に保育が必要となった子どもを預かる一時保育事業を実施している。

放課後児童対策については、学童保育所が１か所あり、受入れ対象を小学校６年生まで拡大して実施している。

子どもの安全管理面から、保育所や子どもの遊び場となっている公園の老朽化した遊具等の修繕や更新、また、保育所での保育における子どもの健康面に配慮した設備の整備を進めていくことが必要である。また、学童保育所においても建設から 15 年が経過したことから、建物及び設備の点検改修を計画的に進める必要がある。

すべての子どもが健やかに成長できるよう、保健師、保育士、教員が連携し、親子に対する相談や指導、情報提供等、子育て支援に関わるネットワークを町ぐるみでつくるため、令和６年４月に「こども家庭センター」を設置した。妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援を提供するため、剣淵町保育所子育て支援センターと健康福祉総合センターの２か所に窓口を設けているが、幅広くきめ細やかな対応とするため、町民周知やネットワークの構築を進めていくことが必要である。

＜高齢者保健福祉＞

町内には、健康福祉総合センター、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム「剣渕ひらなみ荘」、認知症グループホーム「栞」「栞Ⅱ」、有料老人ホーム「ゆうづきの家」、高齢者等福祉寮「福寿寮」があり、様々な高齢者福祉のニーズに対応している。

近年自主組織によるサロン活動が各地区で展開され、高齢者の見守りや居場所づくりとしての役割を果たしている。また、令和元年からは、無償・有償ボランティア生活ささえ愛事業「ささえ手」がスタートした。

人口減少、高齢化が進むなか、サロンやボランティアを支える人材確保に苦慮しており、より多くの町民がサロンやボランティアに参加することで、担い手を増やしていくことが今後の課題となっている。

介護や認知症の発症を予防し、健康寿命を延ばせるよう、健康づくりを呼びかけ、支援しているが、介護予防事業参加者は延べ 3,000 人程度となっており、参加者の固定化が見られる。若い世代から健康づくりを支援することで、できるだけ長く住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう推進する必要がある。

＜障がい者福祉＞

町内には、障害者支援施設「剣渕西原学園」「剣渕北の杜舎」、基幹相談支援センターとして相談支援事業所と地域活動支援センターを併設した「地域交流館てとて」、そのほか７か所のグループホームがある。老朽化が進んでいる福祉施設も多く、新たな整備、改修、災害に対応できる環境が求められている。

障がい者の就労の場として、「絵本の館」の館内には喫茶「らくがき」が、また、市街地には就労継続支援Ｂ型事務所「工房うつわや」等があり、障がい者が制作した「さ

をり織り」「けんぶち焼き」等の作品を「地域交流館てとて」や道の駅・絵本の館等にて、展示・販売している。就労の場が少なく、移動手段が限られるため、ノーマライゼーションの普及とともに就労の場の拡大が課題となっている。

障がいのある人の権利を守り、住み慣れた地域での自立した生活をめざし支援する場として、士別地域成年後見センター剣淵相談所や障がい者虐待防止センターを設置する。今後も対象者の早期発見に努めるとともに、これらの機関と連携し、障がい者の権利や尊厳を尊重し、法律的に保護することが必要である。

（２）その対策

＜児童福祉＞

① 多様な児童に対応した支援体制のさらなる充実を図る。
② 子育て支援事業のさらなる推進に努める。
③ 少子化対策のさらなる充実を図る。
④ 放課後児童対策の効率的な運営を図る。
⑤ 児童福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。

＜高齢者保健福祉＞

① 疾病予防と早期発見のための検診、健康教室、健康・保健相談等の充実を図る。
② 介護予防事業参加者 3,000 人を維持し、事業内容の充実を図る。
③ 高齢者の技能を活かした就労機会の確保に努める。
④ 健康づくりに関する各種教室を通じて、体力の維持、体力づくりの促進を図る。
⑤ ボランティア活動等、社会参加活動を促進する。
⑥ 高齢者の活動組織への参加を促進し、地域活動への意欲増進を図る。
⑦ 高齢者が生活しやすい環境整備を図る。
⑧ 高齢者福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。
⑨ 地域包括ケアシステムの構築と利用促進を図る。
⑩ 町外医療サービス利用時の交通費助成を進める。

＜障がい者福祉＞

① 就労の場の確保と幅広い支援体制づくりを図る。
② 各種サービス利用者の促進を図り、障がい者が生活しやすい環境整備に努める。
③ 障がい者福祉に関する施設の改修等を計画的に進める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	剣淵町保育所維持補修事業 屋根（塗装）	剣淵町
	(3)高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉寮維持管理事業 外壁・屋根の補修ほか	剣淵町
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支援事業 事業内容：子ども医療費助成金ほか 必 要 性：子育て環境の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町
		重度・ひとり親家庭医療費支援事業 事業内容：重度・ひとり親家庭医療費助成ほか 必 要 性：重度の心身障がい者の方の福祉の増進、ひとり親の方の子育て環境の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町
	高齢者・障害者福祉	高齢者地域生活支援事業 事業内容：配食・除雪サービス、除雪支援事業 必 要 性：高齢者の居住環境の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町
		在宅高齢者支援事業 事業内容：寝たきり要介護高齢者等介護用品給付事業、緊急通報装置整備事業ほか 必 要 性：高齢者の在宅介護の負担軽減 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町
		在宅高齢者交通対策支援事業 事業内容：通院時福祉タクシー利用助成、訪問看護交通費負担助成 必 要 性：高齢者医療の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜保健・福祉系施設＞

健康福祉総合センター及び高齢者福祉寮は、安全点検を実施し、点検結果や利用者の要望を踏まえた適切な維持・補修に努める。

＜子育て支援系施設＞

保育所の暖房、給湯設備等は適正な維持管理と計画的な更新により適切な維持管理に努める。補修ついては老朽化の状況を確認し検討する。

＜土木系公共施設＞

公園については、公園利用者のために定期的な巡回、安全点検を実施し、点検結果や利用者の要望を踏まえた適切な維持・補修に努める。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

町内には、健康福祉総合センターに併設する町立診療所のほか、歯科医院（民間）、整骨院、保険調剤薬局がある。

町立診療所は内科・小児科・放射線科を標榜し、医師１人と看護師３人で地域医療を担っている。診療科目以外の初期診療も行い、さらに専門的な診断と治療が必要な場合には、近隣の総合病院や専門病院を紹介する等、他病院との連携を図っている。

令和２年には、社会医療福祉法人元生会と包括連携協定を締結し、地域医療体制及び全世代型地域包括ケアシステムの構築、地域救急医療体制の確立、災害時の地域医療・介護体制の構築、地域の医療・保健・介護・福祉の関係機関との連携・相互協力に関して、互いに連携して取り組んでいく体制を整えた。

住民に信頼される地域医療機関として、医師や看護師等を安定して確保していくとともに、保健や福祉との連携を深め、安定した経営を行っていくことが課題となっている。

（２）その対策

①　包括連携協定に基づき相互連携強化を図る。
②　訪問診療、訪問看護等、在宅医療サービスの充実を図る。
③　医療施設の改修や医療機器の更新を進めるなかで、経営の健全化を図る。
④　医師や看護師の安定確保、資質向上に努める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
7　医療の確保	(1)診療施設 その他	多機能心電計更新事業	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜医療施設＞

町立診療所は、医療の中心拠点として適切な管理運営に努め、経費負担の軽減を図る。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

＜義務教育＞

町内には小学校・中学校各１校あり、令和７年５月１日現在、児童・生徒数は小学校が 92 人、中学校が 57 人の合計 149 人、学級数は小学校９学級（普６・特３）、中学校５学級（普３・特２）である。

教育内容については、基礎学力の向上とともに地域の特性を活かした教育等を行っている。「生きる力」を育むという理念のもと、現行の学習指導要領に基づいた教育を行っていくうえで、学校、家庭、地域、教育関係機関が連携し、一体となって取り組むことが重要である。また、情報通信技術（ＩＣＴ）を用いた教育が急速に進むなか、情報通信技術（ＩＣＴ）環境の整備を進めていくことも重要である。

特別支援教育については、従来の特殊教育の対象の障がいだけではなく、ＬＤ（学習障害）やＡＤＤ（注意欠陥障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等への対応も求められるなか、今後も児童生徒一人ひとりに合わせた教育や指導が必要である。

また、子どもが抱える悩みに迅速に対応できるよう、教育相談室の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職を派遣している。児童生徒の心のケアをはじめ、困りごとを抱えている子どもと家族の問題解決に努めていくことが必要である。

施設については、児童生徒が減少するなか、一体的な施設設備の改修、長寿命化を計画的に進めていくとともに、老朽化がかなり進んでいる給食センターについては建て替えに向けた検討が必要となっている。

＜高等学校＞

剣淵高等学校は、令和７年５月現在の生徒数は 53 人で、生徒の９割は町外からの生徒のため、定員 42 人の寄宿舎を備えている。

２学期制の総合学科で、「農業国際系列」では、本町の基幹産業である耕作産物（耕種作物）の栽培技術の向上、「生活福祉系列」では、本町の福祉施設を実習の場とした教育等、地域に根ざした特色ある教育を展開している。令和３年度からは普通教科を中心とした「未来のしんろ系列」が新設され、多様な価値観の尊重と持続的な地域や産業の発展に寄与できる生徒を育てるため、基礎学力の向上につながる学習のほか、科学・技術・芸術等に関する教科横断段的な教育の展開と探究的な学習を推進している。

今後も、時代に応じた知識や技術を学習する場として、教育内容とともに、実習施設や設備を充実させていくことが必要である。

＜生涯学習（社会教育・社会体育）＞

町内には生涯学習の場として、町民センター（公民館）、各地区の公民館、体育館、プール等があるほか、本町の特色ある施設として「絵本の館」がある。これらの施設の中には老朽化が進んでいる箇所も多く、計画的な改修、維持管理が課題となっている。

学習内容については、「剣淵町教育振興基本計画」に基づき単年度事業計画を策定し、

事業を行っている。生涯学習に対するニーズが多様化、高度化するなか、今日的な課題や新たな知識・技術を学ぶ場、健康づくりや体力づくりの場、情報交換ができる場として住民の主体的な活動支援、情報発信等が求められている。

（２）その対策

＜義務教育＞

① 学習指導要領に沿った教育の実践を通して、児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じた学習内容の充実を図る。
② 情報通信技術（ＩＣＴ）活用指導能力も含め、教職員の資質や指導力の向上を促進する。
③ 専門職を配置し、児童生徒、家庭、学校の相談業務の充実を図る。
④ 学校施設・設備等のあり方を検討し、学習環境を整える。

＜高等学校＞

① 農業国際系列・生活福祉系列とともに新設された未来のしんろ系列の充実と実習制度の充実を図る。
② 専門的な知識・技術の習得とともに、地域に根ざし開かれた特色ある学校づくりを推進する。
③ 高大連携やパートナーシップ協定に基づく、より高度な教育の推進と教員の資質向上を図る。
④ 教育に必要な環境や施設設備の充実に努める。

＜生涯学習（社会教育・社会体育）＞

① 生涯学習につながる講習・教室や多様な学習情報を提供する。
② 生涯各期に応じた生きがいを高める生涯学習活動を推進する。
③ 公民館分館講座の充実を図り参加人数の増加を目指す。
④ 住民の主体的な生涯学習活動を支援する。
⑤ 生涯学習を支える人材の確保、育成に努める。
⑥ スポーツ活動団体の育成と指導者の確保に努める。
⑦ 町内で活動するサークルや団体の報告の場や情報交換のできる場を提供する。
⑧ 公民館の維持管理、利便性の向上に努める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
8　教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	剣淵小中学校一体化改修工事	剣淵町
	屋内運動場	高等学校校舎大規模改修事業 屋内防寒断熱、窓サッシの改修、体育館改修ほか	剣淵町
		剣淵高等学校屋内体育館屋根塗装事業	剣淵町
	教職員住宅	高等学校教員住宅建設事業	剣淵町
	給食施設	給食センター設備等整備事業	剣淵町
	その他	農場土肥室改修 トイレ設置、全面改修	剣淵町
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	Ｂ＆Ｇプール改修事業 管理棟外壁塗装、プールサイド補修、ろ過機交換	剣淵町
		平波球場改修事業 防球フェンス設置、本部席、ダッグアウト塗装	剣淵町
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 事業内容：学び舎ひらなみ開設、生涯学習振興奨励事業補助金ほか 必 要 性：過疎集落の教育環境の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜学校教育系施設＞

学校教育系施設は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難所としての利用も想定されるため、施設の安全化及び施設機能の確保を図る。

小・中学校、給食センター、高等学校においては老朽化が進んでいることから、日常点検、補修及び設備更新等適切な維持管理に努める。

＜社会教育系施設＞

絵本の館は、利用者が多い施設であり、施設の状況を確認しながら適切な維持管理に努める。

また、絵本原画収蔵館は、施設の状況を確認しながら適切な維持管理に努める。

＜スポーツ施設＞

各スポーツ施設においては健康維持に必要不可欠な施設であることから、今後も施設の状況を確認しながら適切な維持管理に努める。

10　集落の整備

（１）現況と問題点

町内には、集落（コミュニティ）の単位として、市街地域と農村地域合わせて 11 の自治会がある。

平成 17 年に、それまで 18 あった行政区から、住民が自主的に組織する自治会へ移行し、地域の実情に沿ったコミュニティ活動を継続的に展開している。

人口の減少、高齢化とともに、自治会役員のなり手不足、会員の高齢化とともに、自治会未加入者の増から、会員の減少が進んでおり、小規模の自治会においては活動の存続が厳しい状況もみられるなか、各地域でのコミュニティ活動を支援し、コミュニティ機能の維持や活性化を図っていくことが重要である。

また、多くの自治会の役員任期が１年のため、単位自治会を束ねる剣淵町自治会連合会の活動も継続しづらく、組織のあり方の検討が必要である。

（２）その対策

①　コミュニティ活動の情報提供や人的・財政的支援を進める。
②　リーダーの養成、次代を担う役員の養成のための研修会を実施する。
③　関係機関・団体との連携事業を進める。
④　地域内の住民相互の交流を深め、コミュニティ機能を高める。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	自治会活動推進交付金〔単位自治会補助〕事業 事業内容：自治会活動、運営費助成 必 要 性：集落機能の充実 効　　果：過疎集落の維持	剣淵町
	(3)その他	自治会連合会活動補助事業	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜町民文化系施設＞

会館等の施設は、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難所としての利用も想定されるため、老朽化状況を確認しつつこれら施設の安全化及び施設機能の確保を図る。

11　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

本町では、まちづくりの中核となす『絵本の里づくり』を通して、絵本の持つ“やさしさ”を広め、“心にゆとりと潤い”を与えるまちづくりを進めている。

『絵本の里づくり』は、本町の地域文化を創造するうえでの基本的な考え方であり、今後も、地域で育み、共有していくことが必要である。

＜文化活動＞

民謡連絡協議会、剣淵屯田太鼓等の文化活動団体が５団体あり、「剣淵町文化協会」（令和７年現在会員数 53 人）を組織し、各種文化活動を行っている。

各会員の高齢化と固定化で、若年層の会員が不足しており、事業の企画・運営や加盟団体の存続が憂慮される団体がある。

文化活動の場としては、町民センター（公民館）のほかに、『絵本の里づくり』の拠点施設である「絵本の館」がある。

「絵本の館」は、図書室のほか、美術館、児童館、体験交流館の要素を持つ総合的な生涯学習施設で、町外からも多くの人々が訪れている。また、来館者が、出版された絵本のなかから「大賞絵本」を選ぶことができる「絵本の里大賞」をはじめ、コンサート等、住民の自主企画によるイベントや公演も数多く行われ、地域文化活動の拠点となっている。

今後も「絵本の館」を拠点に、他の施設も有効に利用しながら、地域の文化活動を活性化していくことが必要である。

＜文化財＞

屯田兵開拓以降の史跡や建造物、天然記念物等の文化的遺産を文化財として指定し保存・管理を行っている。

史跡として「元屯田兵射的場」、有形文化財建造物として「剣淵屯田兵屋」、天然記念物として「開拓記念木」「鯡鮒・銀鮒・鉄魚」をそれぞれ指定している。

開拓記念木には、樹齢推定 650 年以上と言われているヤチダモが指定され、樹勢維持のため平成 11 年度に治療工事を行い、後継木の養成にも取り組んでいる。

本町の郷土資料を保存・展示する施設として「剣淵町資料館」があり、隣接の「絵本の館」とともに入館者の増加と有効活用を図っていくことが必要である。

＜郷土芸能＞

本町の郷土芸能として「剣淵神楽」「剣淵屯田太鼓」がある。

「剣淵神楽」は、戦前・戦後に剣淵神社祭典の日に舞っていたが、昭和 30 年代で途切れたため、昭和 53 年に町内の青少年によって復興され、今は剣淵高等学校の生徒とそのＯＢによる「剣龍会」によって受け継がれている。

「剣淵屯田太鼓」は、昭和 40 年代の豊穣太鼓に端を発し、中断されていたものを、昭和 53 年に町内の青年有志が「剣淵屯田太鼓」として新たに発足させた。昭和 60 年度からは、太鼓教室を開催し青少年の指導育成にも力を注ぎ、「剣淵子龍太鼓」として演奏会やイベントでその成果を披露している。

「剣淵神楽」「剣淵屯田太鼓」ともに、郷土芸能、伝承すべき文化として会員の確保

と指導者の養成、用具の修繕や更新の費用を確保することが課題である。

（２）その対策

＜文化活動＞

① 芸術文化を享受する機会を提供する。
② 文化団体・サークルの活動を支援する。
③ 文化団体・サークルの活動内容のＰＲに努め、新規会員の加入促進を図る。
④ 芸術文化発表等に関する活動を支援する。
⑤ 『絵本の里づくり』と連携した文化事業を推進する。
⑥ 全世代において芸術文化鑑賞の機会の提供を継続する。

＜文化財＞

① 本町の自然・歴史・文化に触れる機会を創出する。
② 後世に残さなければならない歴史的文化遺産（有形・無形）の保存に努める。
③ 郷土史等の学習活動の促進と資料・情報の提供に努める。
④ 文化財の保存対策（保存方法・維持管理）と案内・説明板の整備を図る。
⑤ 郷土資料館の改修と維持管理を計画的に進め、利用率の向上に努める。

＜郷土芸能＞

① 伝統文化活動を継承する指導者の育成と会員の確保に努める。
② 発表の場、機会づくりに努める。
③ 用具（太鼓等）の更新等を支援する。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
10　地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝承文化教室事業 事業内容：屯田太鼓教室、神楽教室 必 要 性：郷土芸能の伝承、保存 効　　果：指導者の育成と会員の確保	剣淵町
	(3)その他	文化財等維持管理事業 資料館、有形文化財及び天然記念物ほか	剣淵町

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

＜社会教育系施設＞

資料館は、施設の状況を確認しながら適切な維持管理に努める。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

エネルギーは私たちの生活や産業等において欠かせないものになっているが、天候、地理的条件や費用対効果面での判断から、現状では太陽光等、新エネルギーの普及についてはあまり進んでいない状況である。環境保全は地球規模の課題として重要であり、継承できる持続可能な省エネルギーの推進や、環境負荷の少ない新エネルギーの普及に向け、新エネルギーに関する意識を高め、低炭素社会に向けて取り組んでいくことが必要である。

（２）その対策

①　新・省エネルギーの導入・活用を推進する。
②　住民等への省エネルギー意識、行動の啓発を進め取り組みを促す。

（３）計画

該当なし

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「剣淵町公共施設等総合管理計画」及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施する。

公共施設の整備・更新時においては、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源等に沿って適切に調整し、維持更新費の削減を行う一方で、スロープや手すり等のバリアフリー対応のほか、太陽光発電設備等の環境対応、省エネ対策等、再生可能エネルギーの利用も踏まえ、時代の要求に即した改修工事に努める。

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

＜絵本の里づくり＞

住民有志により活動をはじめた『絵本の里づくり』は、剣渕商工会青年部主催のまちづくり講演会がきっかけとなり、「けんぶち絵本の里を創ろう会」を昭和 63 年に発足した。

その後『絵本の里づくり』の活動拠点施設の建設、福祉や農業とつながった活動の展開、「君の椅子プロジェクト」等、子育て支援での展開というように、その取り組みがまちづくり全体に広がっている。さらに、平成 25 年には、本町を舞台とした映画の中でも『絵本の里づくり』の活動が知られることとなり、映画鑑賞を機に本町を訪れる人たちも増え、町外でも「絵本の里・けんぶち」の認知度が高まっている。

『絵本の里づくり』は、現在、「けんぶち絵本の里を創ろう会」はもとより、町内の障害者支援施設「剣渕西原学園」「剣渕北の杜舎」、安全・安心な農作物をつくる「剣淵・生命を育てる大地の会」等の積極的な参画、加えて農協や商工会をはじめとする各種団体の協力で支えられているが、人口減少や高齢化とともに、支え手の減少が懸念されている。

そのような背景の中、令和８年４月に「つなぐ、ひろげる剣淵町絵本の里づくり条例」を施行する。『絵本の里づくり』をあらゆる世代に継承し、未来につながる取り組みとするよう定め、記念日として絵本の里大賞開幕日の８月１日を「絵本の里けんぶちの日」として設定した。

『絵本の里づくり』を今後も本町のまちづくりの柱とし、展開していくには、その活動や精神を次代に継承していくとともに、地域住民活動、地域イメージづくり、農産物や加工品の付加価値向上、交流・定住人口の拡大や人材の育成等、まちづくりの様々な分野につなげて、すそ野を広げていくことが重要である。

＜協働のまちづくり＞

自らの地域のことは自ら考えていく「住民主導」のまちづくりを進めるうえで、協働のまちづくりを定着させることは重要である。

そのような考えのもと、協働のまちづくりを進める取り組みを平成 18 年度から進めており、その考え方については理解されているが、人口規模が縮小するなかで、必ずしも住民と行政の距離感が縮まっているとは言い難い状況である。

住民と行政それぞれが課題意識を持ち､その解決に向けてお互いに知恵を出し合い、補完しあえる風土をより一層醸成することが重要であり、それらを促す機会づくりや活動支援により、協働のまちづくりをさらに広げていくことが必要である。

（２）その他

＜絵本の里づくり＞

① 「絵本の里大賞」「絵本まつり」「絵本原画展」等、絵本に関するイベントや企画を開催し町内外に情報発信する。

② 絵本図書の購入を進め、読み聞かせ活動を普及する。
③ 絵本によるまちづくりのための研究、研修、交流、講演会等を開催する。
④ 農業、観光、教育、福祉等さまざまな分野において、『絵本の里づくり』の観点を取り入れ、地域の活性化を図る。
⑤ 『絵本の里づくり』の活動や精神が、次代につなぐ、ひろがるひとづくりを進める。

＜協働のまちづくり＞

① まちづくり活性化支援事業の促進を図る。
② 地域の活性化及び自立促進をめざす地域活動等の支援に努める。
③ 住民と行政が地域の課題をともに考え、課題解決に向けた行動の機会を図る。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)まちづくり活性化事業	まちづくり活性化支援事業	剣淵町
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	絵本の里づくり〔住民活動団体等補助〕事業 事業内容：絵本の里づくり団体補助 必 要 性：世代間交流の促進 効　　果：まちづくりの柱「絵本の里づくり」の次世代へ、持続的継承が期待できる	剣淵町

14　過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）　過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	剣淵町・さぬき市児童交流事業	剣淵町	当該施策の効果は将来に及ぶ
2　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光推進事業	剣淵町	
	第１次産業	スマート農業促進事業	剣淵町	
	その他	労働者対策事業	剣淵町	
		商工業振興対策事業	剣淵町	
		桜岡温泉保養施設・町民保養サービス事業	剣淵町	
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通維持対策事業	剣淵町	
5　生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅新築・改修促進助成事業	剣淵町	
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費支援事業	剣淵町	
		重度・ひとり親家庭医療費支援事業	剣淵町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者地域生活支援事業	剣淵町	
		在宅高齢者支援事業	剣淵町	
		在宅高齢者交通対策支援事業	剣淵町	
8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	剣淵町	
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会活動推進交付金〔単位自治会補助〕事業	剣淵町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝承文化教室事業	剣淵町	当該施策の効果は将来に及ぶ
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業	絵本の里づくり〔住民活動団体等補助〕事業	剣淵町	